

収入

印紙

(3,000円)

特許印紙ではありません  
割印はしないでください

## 相続による意匠権移転登録申請書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 意匠登録番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号

2. 被相続人の表示

住所（居所）

氏 名

3. 登録の目的 本意匠権の移転

4. 申請人（相続人）

（識別番号）

住所（居所）

氏 名

※TEL: — —

5. 添付書面の目録

(1) 相続人であることを証明する書面

1 通

(2) 印鑑証明書

3 通)

■ 添付書面は、各事例によって異なるため、当庁ホームページをご確認ください。

**【必須】**

「被相続人の死亡の事実を証明する書面」及び「相続人であることを証明する書面」の提出が必要です。

具体的には、法務局に認証された「法定相続情報一覧図」、又は、「被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本等のほか、相続人となる方々の現在の戸籍謄本」の提出が必要となります。

**【注意】**

「被相続人/相続人の同一性を証明する書面」（住民票、住民票の除票）の提出も必要な場合があります。

具体的には、上記の必須書面の被相続人の本籍が登録原簿上の被相続人の住所と相違する場合や、上記の必須書面の相続人の住所と申請書又は遺産分割協議書等に記載されている相続人の住所等が異なる場合です。

# 遺産分割協議書

令和 年 月 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号の被相続人（〇〇〇〇）の死亡によって開始した相続における共同相続人である〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、下記の相続財産について〇〇〇〇に取得せしめるべく民法第907条の規定による遺産分割の協議をした。

## 記

1. 意匠登録番号 第 号

本遺産分割協議を証するため、この協議書〇〇通を作成して署名（記名）押印し、各自その一通を保有するものとする。

相続人（続柄） 住所（居所）  
氏 名 ①

相続人（続柄） 住所（居所）  
氏 名 ①

相続人（続柄） 住所（居所）  
氏 名 ①